

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 25 日付鳥取県告示第 1074 号）の内容

（告示の内容）

（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中西文次郎	八頭郡智頭町大字大呂字クゴ 782
山本 英貴	八頭郡智頭町大字大呂字クゴ 783 の 1
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 793
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 794
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 795
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 796
大呂 忠司	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 804
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 805
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 806
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 807
春名 文蔵	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 816
西尾 鉄蔵	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛蔵	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
春名 文蔵	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 817
西尾 鉄蔵	〃
西本 謙治	〃

村上市三郎	〃
谷口 愛藏	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
春名 文藏	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 819
西尾 鉄藏	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛藏	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
春名 文藏	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 821
西尾 鉄藏	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛藏	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
春名 文藏	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 822
西尾 鉄藏	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛藏	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃

春名 文蔵	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 823
西尾 鉄蔵	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛蔵	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
春名 文蔵	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 824
西尾 鉄蔵	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛蔵	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
春名 文蔵	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 825
西尾 鉄蔵	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛蔵	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
山本 英貴	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 837
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 838
大呂 繁蔵	八頭郡智頭町大字大呂字隠谷 1004 の 2
大呂 かめ	八頭郡智頭町大字大呂字隠谷 1006 の 2
大呂 菊繁	〃
大呂八重子	八頭郡智頭町大字大呂字隠谷 1009 の 1

藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字瀧谷 2128
藤原 慶一	八頭郡智頭町大字市瀬字瀧谷 2129
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字瀧谷 2130
徳永 一俊	八頭郡智頭町大字市瀬字長渡瀬ノ山 3283 の 3
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字吉ヶ谷ノ山 3305
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字吉ヶ谷ノ山 3313
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字吉ヶ谷ノ山 3314
谷村定次郎	八頭郡智頭町大字市瀬字吉ヶ谷ノ山 3317
原田ひろみ	八頭郡智頭町大字市瀬字吉ヶ谷ノ山 3318
谷村 萬吉	八頭郡智頭町大字市瀬字吉ヶ谷ノ山 3319
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字ヒツガサコ 3325
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字地主ノ本 3347
原田 稔美	八頭郡智頭町大字市瀬字地主ノ本 3349
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字地主ノ本 3352
原田ひろみ	八頭郡智頭町大字市瀬字地主ノ本 3366
原田静五郎	八頭郡智頭町大字市瀬字板井原宮ノ谷 3367
徳永 照子	〃
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字板井原宮ノ谷 3381
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字板井原宮ノ谷 3382
徳永 一俊	八頭郡智頭町大字市瀬字板井原宮ノ谷 3386
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字板井原宮ノ谷 3387
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字板井原宮ノ谷 3388
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3394
井上 隆	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3395
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3397
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3401
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3404
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3405
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3406
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3407
平尾 常重	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3410 の 1
安東 傅次	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3410 の 4
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3430 の 9

藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3437 の 3
藤原 仲蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3437 の 7
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3437 の 8
徳永 正満	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3437 の 10
中田 洋次	八頭郡智頭町大字市瀬字屋毛尾 3438 の 6
谷村定次郎	八頭郡智頭町大字市瀬字中畑 3451
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字中畑 3456
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3469 の 1
武田 毅義	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3470
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3473
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3477
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3479
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3482
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3486
平尾 勇人	八頭郡智頭町大字市瀬字上エノ山 3497
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字上エノ山 3498
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字上エノ山 3505
笹尾 辨蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字アシ谷ノ山 3521 の 10
徳永 鹿蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字ツヘガ途 3534
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字上ミ別レ谷 3587
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字上ミ別レ谷 3589
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷 3607
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷 3612
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字船山ノ上 3641
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字船山ノ上 3646 の 3
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字船山ノ上 3646 の 4
明石 敏子	八頭郡智頭町大字市瀬字船山ノ上 3647

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課